

# 東大阪市新旭町庁舎整備事業

## 実施方針

平成 28 年 8 月 24 日

東大阪市

## 目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容	1
2	特定事業の選定及び公表	5
II	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
1	事業用地に関する各種法規制等	6
2	施設要件	6
3	事業用地の使用	7
III	民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	募集及び選定の方法	9
2	募集及び選定スケジュール	9
3	募集及び選定等の手続き	10
4	入札参加者の構成	12
5	入札参加者の備えるべき参加資格要件	13
6	審査及び落札者決定の手順	17
7	S P Cの設立等	18
8	入札提出書類（提案書）の取扱い	18
IV	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1	リスク分担の方法等	19
2	業務品質の確保	19
V	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1	疑義対応	20
2	紛争処理機関	20
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1	事業の継続に関する基本的考え方	20
2	継続が困難となった場合の措置	20
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
1	法制上及び税制上の措置	21
2	財政上及び金融上の支援	21
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1	議会の議決	22
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	22
3	入札参加に伴う費用負担	22
4	情報公開及び情報提供	22
5	問合せ先	22
別表	リスク分担表	23

## I 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

東大阪市新旭町庁舎整備事業

#### (2) 公共施設の管理者

東大阪市長 野田 義和

#### (3) 事業の目的

旭町庁舎は、坂倉準三建築研究所大阪支所が設計した旧枚岡市の庁舎として昭和39年に竣工し、関西有数のモダンイズム建築としての評価も受け、三市合併後も東大阪市（以下「市」という。）の東地域の拠点として長らく市民から愛されてきた。一方、旭町庁舎内で行政サービスを行う東福祉事務所や東保健センターなどは、執務スペースの狭隘化が課題となり、また、経年に伴う建物の老朽化が進行し、さらに平成20年度に実施した耐震診断では、防災関連施設としての耐震性を満足しないことが判明したため、市は旭町庁舎の今後の方向性について検討を進めてきた。

市は、老朽化対策を含む耐震改修や建替えなど旭町庁舎の耐震化の手法について、安全性・経済性・効率性等を総合的に検討した結果、平成25年11月に策定した「東大阪市公共施設再編整備計画」において、旭町庁舎を同一敷地内にて建替えることとした。

その後、市は、新たに整備する旭町庁舎に入居予定の東福祉事務所、東保健センター及び土木工営所東分室等について、必要機能、規模、整備方針、配置計画及び平面計画等を検討し、平成26年度に「新旭町庁舎整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、新旭町庁舎は、誰もが使いやすく、市民の暮らしを支える拠点となる庁舎として整備することとした。

東大阪市新旭町庁舎整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）」に基づく事業として実施することを検討しており、新旭町庁舎（以下「庁舎施設」という。）の設計、建設及び維持管理（以下「PFI事業」という。）並びに敷地（以下「事業用地」という。）の一部を活用した民間収益施設の整備・運営事業（以下「民間収益事業」という。）を一体的に実施することで、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画により、庁舎施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業計画全体を通して、民間の資金及び技術力・経営的能力を活用することで、質の高いサービスの提供や効率的・効果的な業務遂行により、市の財政負担の軽減が図られることを期待する。さらには、民間収益事業の実施による周辺地域との連携やにぎわいの創出など、周辺まちづくりに寄与することも期待する。

#### (4) 事業の内容

##### ① 事業方式

###### ア P F I 事業

P F I 事業を実施する者として選定された事業者（以下「P F I 事業者」という。）が、P F I 法に基づき、施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理業務を行う方式（B T O : Build-Transfer-Operate）とする。

###### イ 民間収益事業

市が事業用地の一部（以下「民間施設用地」という。）に借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に定める定期借地権（事業用定期借地権）を設定し、民間収益事業を実施する者として選定された事業者（以下「民間収益事業者」という。）に対して有償で貸付けた上で、民間収益事業者が事業提案に基づき、自らの責任と費用負担により、民間収益施設の設計、建設、維持管理及び運営を行う方式（定期借地方式）とする。

##### ② 事業期間

###### ア P F I 事業

事業契約締結日から平成46年7月31日までとする。

###### イ 民間収益事業

定期借地権設定契約の締結日から、民間収益事業者が提案した借地期間満了日までとする。ただし、借地期間満了日は、平成46年7月31日以降に設定することを条件とする。

##### ③ 本事業の業務範囲

P F I 事業者及び民間収益事業者（以下、これらを総称して「民間事業者」という。）が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

###### ア P F I 事業者の業務範囲

###### (ア) 施設整備業務

- a 事前調査業務及び関連業務
- b 設計業務及び関連業務
- c 建設業務及び関連業務
- d 解体撤去工事業務及び関連業務
- e 工事監理業務
- f 備品調達及び設置業務

###### (イ) 仮設庁舎リース業務

- a 仮設庁舎整備業務

b 仮設庁舎賃貸及び維持管理業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建物保守管理業務
- b 設備保守管理業務
- c 外構保守管理業務
- d 修繕更新業務
- e 清掃業務
- f 環境衛生管理業務
- g 植栽管理業務
- h 警備業務
- i 駐車場等管理業務

イ 民間収益事業者の業務範囲

(ア) 民間収益事業

④ 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は、次のとおりである。

ア P F I 事業者の収入

市は、P F I 事業者との間で締結する事業契約に従い、P F I 事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は次のとおりである。

(ア) 施設整備業務の対価

庁舎施設の整備に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、P F I 事業者を支払う。なお市は、施設整備の対価の一部に地方債を活用予定であり、これの一部については設計業務の完了時及び庁舎施設引渡時にP F I 事業者を支払うことを想定している。

(イ) 仮設庁舎リース業務の対価

仮設庁舎リース業務の対価については、リース期間において月別に均等割りした対価を各年度四半期ごとに支払うことを想定している。

(ウ) 維持管理業務の対価

庁舎施設の維持管理業務の対価については、市への庁舎施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度半期ごとに支払うことを想定している。

#### イ 民間収益事業者の収入

民間収益事業は、民間収益事業者が独立採算にて実施するものとし、その収入は民間収益事業者の収入とする。なお、民間収益事業者は民間収益施設の整備所有を目的として、市と定期借地権設定契約を締結することとし、民間収益事業者の提案金額をもとに同契約に定められた土地貸付料を市に支払うものとする。

#### ⑤ 遵守すべき法規制等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき関係法令・基準等については、要求水準書(案)を参照すること。

#### ⑥ 事業スケジュール (予定)

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

##### ア P F I 事業

○基本協定の締結	平成 29 年 4 月
○事業契約の締結	平成 29 年 6 月
○事業期間	事業契約締結日～平成 46 年 7 月 31 日
・設計・建設期間	事業契約締結日～平成 31 年 7 月 31 日
・供用開始日	平成 31 年 8 月中 (予定)
・維持管理期間	平成 31 年 8 月 1 日～平成 46 年 7 月 31 日

##### イ 民間収益事業

○基本協定の締結	平成 29 年 4 月
○定期借地権設定契約の締結	基本協定の締結後、土地の使用を開始する日まで

#### ⑦ 事業期間終了時の措置

##### ア P F I 事業

事業期間の終了後に、P F I 事業者は、庁舎施設を入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

##### イ 民間収益事業

民間収益事業の終了後に、民間収益事業者は、入札説明書等に示す条件で民間施設用地を市に引き渡すこと。

#### ⑧ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ウェブサイトにおいて公表する。

## 2 特定事業の選定及び公表

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本PFI事業をPFI法に基づく特定事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、本PFI事業をPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

### (2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、PFI事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

本PFI事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、市ウェブサイトにおいて速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

## II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 事業用地に関する各種法規制等

事業用地の主な前提条件は、以下のとおりである。

所在地	東大阪市旭町 143 番 1、喜里川町 141 番 6
敷地面積	4,740.91 m <sup>2</sup>
用途地域	近隣商業地域
建ぺい率	80%
容積率	300%

### 2 施設要件

#### (1) 庁舎施設

##### ① 施設規模

庁舎施設のうち、本庁舎の建物規模は、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>程度とする。

##### ② 施設構成

庁舎施設の概要は以下のとおりとし、詳細は要求水準書（案）を参照すること。

		諸室等
本庁舎	東福祉事務所	事務室、面談室、面談室（車いす用）、給湯室、ハローワーク、児童相談室 1、児童相談室 2、男子更衣室、女子更衣室、倉庫①、倉庫②、倉庫③、待合・通路 等
	東保健センター	事務室、カンファレンスルーム、相談室、給湯室、講堂、診察室、予診室、保健指導室、栄養指導室、会議室、健康相談室、グループワーク室、医材室、消毒室、洗濯・乾燥室、授乳室、便所、男子更衣室、女子更衣室、倉庫①講堂用、倉庫②、倉庫③、待合・通路 等
	土木工営所東分室	事務室、給湯室、会議室、書庫・倉庫、シャワー室・脱衣室、男子更衣室、女子更衣室 等
	その他施設・共用部等	大会議室、会議室①、会議室②、水道東連絡所、職員健康室（医務室）、休憩室（和室）、サーバー室、エントランスホール、廊下・階段、ゴミ置き場、便所、守衛室、庁務員室、受変電設備室、発電機室、消火ポンプ室、受水槽室 等
土木工営所資材置場	資材置場、駐車スペース 等	
外構その他	緑地・植栽、駐車場、検診車スペース、駐輪場、フラッグポール、屋外照明、各種案内サイン、囲障、舗装 等	



## (2) 民間収益施設

民間収益施設の用途は民間事業者の提案に委ねるが、事業用地の一部を有効活用することにより、商店街（サンロード瓢箪山）からつながるにぎわい創出、庁舎施設・旭町子育て支援センター・商店街等との機能連携や相乗効果、庁舎利用者等の利便性の向上や交流・憩いの場の提供などに寄与する民間収益施設を期待するものである。

なお、民間収益施設は庁舎施設とは別棟とする。

### ① 提案を期待する施設

#### ア 商業施設

物販、飲食、生活サービス施設など。ただし、周辺の既存店舗との共存に配慮すること。

#### イ 健康・福祉施設

クリニック、子育て関連施設など。

### ② 提案できない施設

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供する施設

#### イ 以下の団体等が利用する施設

(ア) 東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体若しくは同上第 3 号に規定する暴力団密接関係者

(イ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体

#### ウ 政治的用途・宗教的用途に供する施設

エ 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供する施設

オ 青少年に有害な影響を与える施設

カ 居住の用に供する施設

キ 駐車場施設（専ら駐車場としての利用）

ク 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供する施設

## 3 事業用地の使用

### (1) P F I 事業に係る市有地の使用

市は、P F I 事業の用に供するため、庁舎施設的设计・建設期間中は、事業用地のうち庁舎施設の整備用地を P F I 事業者は無償で貸与する。また、民間施設用地を対象に定期借地権設定契約を締結するまでは、事業用地全体を無償で貸与する。

## (2) 民間施設用地の使用

市は、民間収益事業の用に供するため、事業用地のうち事業者から提案された範囲の民間施設用地に事業用定期借地権を設定し、民間収益事業者に有償で貸し付ける。

民間施設用地の使用に係る条件は次のとおりであるが、詳細は入札公告時に示すものとする。

### ① 民間施設用地の位置・規模

民間施設用地は事業用地の北東側に配置するものとし、900 m<sup>2</sup>以上で民間事業者が提案した範囲とする。なお、民間施設用地全体を定期借地権設定契約における貸付対象面積とする。

### ② 借地期間

定期借地権設定契約の締結日から、民間事業者が提案した借地期間満了日までとする。ただし、借地期間満了日は、平成46年7月31日以降に設定することを条件とする。

なお、定期借地権設定契約の締結時期は、民間施設用地を分筆し行政財産から普通財産に移行した後、民間収益事業者が土地の使用を開始するまでの間と想定している。

### ③ 土地貸付料

土地貸付料は、東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号）に基づき算定した基準借地料単価以上で民間事業者が提案した単価に貸付対象面積を乗じた価格とする。提案にあたっての基準借地料単価は入札公告時に示すものとする。

### ④ 借地期間満了時の民間収益施設の取り扱い

民間収益事業者は、借地期間満了時までには民間収益施設を解体、撤去し更地にした上で市に返還するものとする。ただし、民間収益事業者が再度、定期借地権設定契約の締結を希望する場合には、借地期間満了日の2年前までに市に申し出ることにより、市と民間収益事業者で協議することができるものとする。

### Ⅲ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定の方法

本事業では、土地利用や施設配置の最適化を図り、P F I 事業と民間収益事業との間の連携や相乗効果を高めるために、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、P F I 事業者及び民間収益事業者の選定を一体的に行うとともに、P F I 事業に関する入札価格に加え、庁舎施設や設備の性能及び維持管理における業務遂行能力、P F I 事業及び民間収益事業に関する事業計画の妥当性、民間収益事業に関する提案借地料等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

#### 2 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下を予定している。

日程	スケジュール
平成 28 年 8 月 24 日	実施方針等の公表
平成 28 年 8 月 31 日	実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催
平成 28 年 9 月 5 日から 9 月 9 日まで	実施方針等に関する質問及び意見の受付
平成 28 年 9 月 28 日	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答の公表
平成 28 年 10 月	特定事業の選定及び公表
平成 28 年 10 月	入札公告（入札説明書等の公表）
平成 28 年 11 月	入札説明書等に関する第 1 回質問の受付締切
平成 28 年 11 月	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答の公表
平成 28 年 12 月	入札参加資格審査書類の受付締切
平成 28 年 12 月	入札参加資格審査結果の通知
平成 28 年 12 月	入札説明書等に関する第 2 回質問の受付締切
平成 29 年 1 月	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答の公表
平成 29 年 2 月	入札提出書類（提案書）の提出締切
平成 29 年 4 月	落札者の決定及び公表
平成 29 年 4 月	基本協定の締結
平成 29 年 5 月	仮契約の締結
平成 29 年 6 月	本契約の締結

### 3 募集及び選定等の手続き

民間事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示す。

#### (1) 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

実施方針等に関する説明会及び現地見学会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時・場所	平成 28 年 8 月 31 日（水）午前 10 時～11 時 東大阪市役所 22 階会議室 1・2
現地見学会日時・場所	同日午後 2 時～3 時 事業用地
参加申込期限	平成 28 年 8 月 29 日（月）午後 5 時 30 分まで
参加申込方法	実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、東大阪市財務部管財室まで、電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、参加人数は、会場の都合上、1 社 2 名までとする。 ※アドレス等は本実施方針末尾のⅧ・5 の問合せ先に記載。
開催方法	詳細は、市ウェブサイトにおいて示す。

#### (2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

##### ① 受付期間

平成 28 年 9 月 5 日（月）から 9 月 9 日（金）午後 5 時 30 分まで

##### ② 受付方法

実施方針等に関する質問書（様式第 2 号）及び実施方針等に関する意見書（様式第 3 号）に記入の上、東大阪市財務部管財室まで、電子メールでのファイル添付にて提出すること。

※アドレス等は本実施方針末尾のⅧ・5 の問い合わせ先に記載。

##### ③ 公表

受け付けた質問及び意見に対する回答は、特定事業の選定時まで市ウェブサイトにおいて公表する。

#### (3) 入札公告、入札説明書等の公表

本 P F I 事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、市ウェブサイトにおいて公表する。

**(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答**

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ウェブサイトにおいて公表する。質問の受付及び回答は、2回程度行うことを予定している。

**(5) 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知**

本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

**(6) 入札提出書類（提案書）の受付**

資格審査通過者に対し、入札提出書類（提案書）の提出を求める。

**(7) 落札者の決定及び公表**

審査結果及び落札者については、速やかに入札提出書類（提案書）提出者に通知するとともに公表する。なお、民間事業者の募集、審査及び選定において、入札提出書類（提案書）提出者がいない、又はいずれの提案も要求水準等を満たさず落札者を選定しない等の理由により、本事業をPFI事業及び民間収益事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

**(8) 基本協定の締結**

市と落札者は、入札説明書等及び入札提出書類（提案書）に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

**(9) 事業契約等の締結**

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本PFI事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）と事業契約を締結するとともに、民間収益事業者と定期借地権設定契約を締結する。

**(10) 直接協定の締結**

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

#### 4 入札参加者の構成

##### (1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、I・1・(4)・③に示す業務を担う法人を含むグループとし、以下に定義する構成員、協力企業及び民間収益事業者で構成されるものとする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部をSPCから直接受託・請負するが、SPCには出資を行わない法人
民間収益事業者	入札参加者を構成する法人で、市と定期借地権設定契約を締結する法人

##### (2) 構成員等の明示

入札参加者が本事業の入札に参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととする。

入札参加資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成員、協力企業及び民間収益事業者について明らかにすること。

##### (3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員、協力企業又は民間収益事業者がI・1・(4)・③に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ。）。

##### (4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及び民間収益事業者は、他の入札参加者の構成員、協力企業又は民間収益事業者になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員、協力企業又は民間収益事業者になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員、協力企業又は民間収益事業者が、PFI事業者の業務等を受託することは可能とする。

##### (5) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の構成員、協力企業及び民間収益事業者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

## 5 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員、協力企業及び民間収益事業者は、以下の(1)、(2)及び(3)で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日(以下「参加資格確認基準日」という。)に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本事業について、Ⅲ・6・(1)で示す東大阪市新旭町庁舎整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

### (1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ② 入札参加資格審査書類の受付締切日から入札提出書類(提案書)の提出締切日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ④ 直前2年間の国税又は地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑥ 東大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団から委託を受けた団体ではないこと。
- ⑦ 東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体ではないこと。
- ⑨ 選定委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑩ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
  - ・株式会社日建設計
  - ・弁護士法人御堂筋法律事務所

⑩ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある者ではないこと。

ア 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

イ 東大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

ウ 本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者

## （2）PFI事業者を求める参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

### ① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、ウの要件は、1者以上が該当すること。

ア 本市の平成27・28年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

ウ 平成13年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に完了した延床面積3,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築又は増改築工事の基本設計又は実施設計実績を有すること。なお、複合施設の場合は、該当する用途の面積とする。

### ② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、ウの要件は、1者以上が該当すること。

ア 本市の平成27・28年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に登録されていること。

イ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

ウ ①ウと同じ。ただし、「基本設計又は実施設計実績」を「工事監理実績」と読み替えるものとする。



③ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、エの要件は、1者以上が該当すること。

ア 平成27・28年度入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。

エ ①ウと同じ。ただし、「基本設計又は実施設計実績」を「建築工事施工実績」と読み替えるものとする。また、他社と履行した実績も認めるが、共同企業体方式での実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上で、その内容を証明できる場合（契約書の写し等）に限ることとする。

④ 維持管理業務を行う者

維持管理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の維持管理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、すべての企業で該当し、ウの要件は、1者以上が該当すること。

ア 平成27・28年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

ウ 平成13年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に、延床面積3,000㎡以上の庁舎又は事務所の1年以上の維持管理業務の実績を有すること。

なお、維持管理業務とは、要求水準書（案）に示す維持管理業務の種類のうち、複数の業務を同時に実施するなど総合的な維持管理業務をいう。

⑤ 上記以外の業務を行う者

ア 平成27・28年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(3) 民間収益事業者を求める参加資格要件

民間収益事業者は、以下に掲げる各要件を満たすこと。

なお、複数の企業で実施する場合は、以下に示すアの要件については、すべての企業で該当し、イの要件は、1者以上が該当すること。

ア 民間収益事業の遂行において、必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること

イ 平成13年4月1日から入札参加資格審査書類の提出日現在までの間に、提案した民間収益事業と同種事業の実績を有すること。

#### (4) 参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

##### ① 参加資格確認基準日から入札提出書類（提案書）提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募法人」という。）のうち、1ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員、協力企業又は民間収益事業者として加えたうえで、入札参加者の再構成を市に申請し、入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合。この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。ただし、残存法人のみで入札参加者の再構成を市に申請する場合は、当該残存法人のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定も行うこととする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

##### ② 入札提出書類（提案書）提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「入札提出書類（提案書）の提出日までに市が認めた場合」は、「落札者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。）。この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

## 6 審査及び落札者決定の手順

### (1) 選定委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等により構成する選定委員会において行う。なお、選定委員会委員は以下のとおりである。

区分	氏名（敬称略）	専門・所属
委員長	相良 和伸	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻教授
副委員長	吉村 英祐	大阪工業大学工学部建築学科教授
委員	辰巳 八栄子	公認会計士・税理士
	久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授
	川口 誠司	東大阪市副市長
	川東 絵里	東大阪市経営企画部長
	松本 恭一	東大阪市財務部長

### (2) 審査の内容

選定委員会においては、入札額（PFI事業に係る費用）とともに、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画、民間収益事業に係る事業計画及び提案借地料等について総合的に評価を行う。

市は、選定委員会の評価結果を受けて、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定する。

### (3) 審査の手順

審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。なお、提案審査の際に、各入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

#### ① 入札参加資格審査

入札参加者の各構成員、協力企業及び民間収益事業者が、入札説明書等に示す共通の参加資格要件及び各担当業務の個別の参加資格要件を満たしているかどうか審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

#### ② 提案審査

提案審査は、入札参加資格審査を通過した者から提出された入札提出書類（提案書）について、後日公表する落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。その後、基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、提案審査として下記の価格審査及び性能審査を行い、その加算によって最終的な落札者を決定する。

#### ア 価格審査

PFI事業に関する入札価格及び民間収益事業に関する提案借地料を評価する。な

お、評価方法は入札説明書等で示す。

#### イ 性能審査

入札参加者が提出した入札提出書類(提案書)に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画、民間収益事業に係る事業計画等の項目についての提案内容を評価する。

#### (4) 落札者の決定及び公表

入札参加者から提出された入札提出書類(提案書)を選定委員会が審査し、その結果を踏まえて、市が最も優れていると認めた入札参加者を落札者として決定する。

また、決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、市ウェブサイトに掲載し、公表する。

### 7 S P Cの設立等

- ① 落札者は、仮契約締結までに会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社としてS P Cを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、S P Cは、東大阪市内に設立するものとする。
- ② S P Cは、その資本金がP F I事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ③ S P Cの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

### 8 入札提出書類(提案書)の取扱い

#### (1) 著作権

入札提出書類(提案書)の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が東大阪市の情報公開条例(平成11年東大阪市条例第1号)に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市が東大阪市の情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合を除き、市による民間事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

#### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

## IV 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 リスク分担の方法等

#### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と民間事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、PFI事業の各業務に係るリスクについては、基本的にはPFI事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

民間収益事業の実施に係るリスクについては、市の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて民間収益事業者又はPFI事業者が負うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と民間事業者とのリスク分担は、原則として「別表 リスク分担表」によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については基本協定書、事業契約書及び定期借地権設定契約書において定めるものとする。

#### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は民間事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び民間事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については基本協定書、事業契約書及び定期借地権設定契約書において定めるものとする。

### 2 業務品質の確保

#### (1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

#### (2) 民間事業者による業務品質の確保

民間事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、民間事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

#### (3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、PFI事業者が実施する設計、建設及び維持管理の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については基本協定書及び事業契約書において定めるものとする。

#### (4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、P F I 事業者が実施する設計、建設及び維持管理の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

### V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

#### 1 疑義対応

本事業に係る契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と民間事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、各契約に規定する具体的措置に従う。

#### 2 紛争処理機関

契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

#### 1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、S P C の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、本事業に係る契約で定める事由ごとに、市及び民間事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

#### 2 継続が困難となった場合の措置

##### (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 民間事業者の提供するサービスが本事業に係る契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他各契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、民間事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において民間事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、当該契約を解除することができる。
- ② 民間事業者の財務状況が著しく悪化したことその他各契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により、各契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、各契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、各契約に基づき民間事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

## (2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、各契約を解除することができる。
- ② 上記①の規定により民間事業者が各契約を解除した場合は、民間事業者は、生じる損害について賠償を求めることができる。

## (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と民間事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び民間事業者は、当該契約を解除することができる。
- ③ 上記②の規定により契約が解除される場合、民間事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、入札説明書等において示す。

## (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各契約に定める。

## VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

- ① 現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。
- ② 市は、民間事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

### 2 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

## VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を東大阪市議会平成 28 年第 3 回定例会及び平成 29 年第 1 回定例会に、事業契約に関する議案を東大阪市議会平成 29 年第 2 回定例会に提出することを想定している。

### 2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

### 3 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ウェブサイトにおいて公表する。

### 5 問合せ先

担当 東大阪市財務部管財室

住所 〒577-8521

大阪府東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

電話 06-4309-3125

FAX 06-4309-3820

E-mail [pfiasahimachi@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:pfiasahimachi@city.higashiosaka.lg.jp)

ウェブサイト <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-4-4-0.html>



## 別表 リスク分担表

### 1. PFI事業に関するリスク

#### (1) 共通事項

リスクの種類	リスクの内容		負担者	
			市	民間事業者
計画変更	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの		○	
施策変更	市の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの		○	
公募書類	入札説明書等の誤りによるもの		○	
資金調達	市が必要な資金を調達できない場合		○	
	民間事業者が必要な資金を調達できない場合			○
法令変更	PFI事業に直接関係する法令の新設・変更（税制度を除く）によるもの		○	
税制度の変更	税制度の改正による民間事業者の収支への影響	法人税の変更によるもの		○
		PFI事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	○	
		サービス対価の支払いに係る消費税法の変更によるもの	○	
		庁舎施設の取得及び所有に関する税制度の変更による増減	○	
金利変動	基準金利確定前の金利変動に関するもの		○	
	基準金利確定後の金利変動に関するもの			○
許認可の遅延等	民間事業者の責めによらない許認可取得の遅延に関するもの		○	
	上記以外の民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの			○
住民対応	PFI事業を行政サービスとして実施すること及び市からの提示条件に関する住民運動等		○	
	上記以外の調査・工事等の民間事業者の業務に関する住民運動等			○
環境保全	民間事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏えいや騒音、光、臭気に関するもの			○
契約締結	民間事業者の責めにより事業契約が締結できない場合			○
	上記以外により事業契約が締結できない場合		○	○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の市又は民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象をいう）に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、民間事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能		○	○

※リスク負担者が市及び民間事業者の両方となっているリスクについては、それぞれの具体的な負担方法、負担割合を事業契約書（案）又は基本協定書（案）で示す。

## (2) 設計・建設段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	民間事業者
測量調査	市が行った調査の不備、誤り等によるもの	○	
	民間事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの		○
土壌汚染	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染が発見された場合	○	
埋蔵文化財発見	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない埋蔵文化財が発見された場合	○	
用地	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない地中障害物等が発見された場合	○	
設計	設計の不備、誤り等によるもの		○
設計変更	市の責めに帰すべき事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による設計変更に伴うもの	○	
	上記以外の事由による設計変更に伴うもの		○
建設工事の遅延・未完工	市の責めに帰すべき事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による建設工事の遅延や未完工	○	
	不可抗力による建設工事の遅延や未完工	○	○
	上記以外の事由による工程変更に伴うもの		○
工事監理	工事監理の不備により、工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○
物価変動	設計・建設期間中のインフレ・デフレ	○	○
建設工事費	市の責めに帰すべき事由(提示条件、指示の不備や要求水準の変更等)による建設工事費の増大	○	
	不可抗力による建設工事費の増大	○	○
	上記以外の要因による建設工事費の増大		○
第三者賠償	建設工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払義務の発生		○
地盤沈下	建設工事に伴う地盤の沈下による、建設工事費の増加		○
要求性能未達	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

### (3) 維持管理段階

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	民間事業者
施設瑕疵	施設の引渡後 10 年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合		○
	施設の引渡後 11 年以降に隠れた瑕疵が見つかった場合	○	
性能	市の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するもの		○
物価変動	維持管理期間中の物価変動	○	○
施設・備品の損傷・盗難等	不可抗力に起因する損傷等	○	○
	民間事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる第三者の責めによる損傷等		○
	上記以外の要因による損傷等	○	
債務不履行	サービス水準の未達その他の民間事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害		○
	支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除による損害	○	
支払遅延・不能	市の事由による支払遅延・不能によるもの	○	
第三者賠償	民間事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音、振動、臭気等の発生による賠償		○
	上記以外に起因する事故等の発生による賠償	○	
施設明渡	施設移管手続きに伴う諸費用の発生、事業会社の清算手続きに伴う損益等		○
	事業期間終了時における要求水準の保持		○

## 2. 民間収益事業に関するリスク

民間収益事業の実施に係るリスクは、原則として全て民間収益事業者の負担とする。その他具体的な条件については、入札公告時に公表する。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	民間事業者
計画変更	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
施策変更	市の施策の変更（本事業に影響を及ぼすもの）によるもの	○	
公募書類	入札説明書等の誤りによるもの	○	
住民対応	市からの提示条件に関する住民運動等	○	
	上記以外の民間事業者の業務に関する住民運動等		○
契約締結	民間事業者の責めにより事業契約又は定期借地権設定契約が締結できない場合		○
	上記以外により事業契約又は定期借地権設定契約が締結できない場合	○	○
測量調査	市が行った調査の不備、誤り等によるもの	○	
	民間事業者が行った調査の不備、誤り等によるもの		○
土壌汚染	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない土壌汚染が発見された場合	○	
埋蔵文化財発見	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない埋蔵文化財が発見された場合	○	
用地	市が事前に公表した資料に明示されているもの		○
	市が事前に公表した資料からは予見できない地中障害物等が発見された場合	○	